

➤ 港湾法のご概念

港湾管理行政の明確化・一元化

○港湾法制定（昭和25年5月31日公布・施行）により、国・府県・市町村・民間企業等の様々な主体により行われていた「港湾の開発、利用及び保全」の権限は地方公共団体が設立する港湾管理者に一元化されている。

地方自治の尊重

- 港湾管理者となるべき者は地方公共団体に限定されている。（国、私企業等は港湾管理者になることはできない。）
- 水域占用許可の権限は、かつては港湾管理者の長に委ねられた機関委任事務であったが、平成11年の地方分権一括法により、現在は自治事務である。

➤ 港湾区域における漁業権設定に関する港湾管理者の関与について

関係者・関係機関への協議

○漁場区域が港湾法（以下「法」という。）における港湾区域と重なる場合には、港湾管理者は漁業権の免許権者（都道府県知事）から協議を受けることとなっており、港湾管理者は港湾管理上の必要に応じて関係者への意見照会を行っている。

▶ 港湾区域における水域占用許可の制度について

許可手順

○法第37条第1項に定める行為をしようとする者は、港湾管理者の定める条例等に従って許可の申請を行い、港湾管理者は、同条第2項に規定された許可基準に従って許可を行うこととなる。

許可基準

○法第37条第2項は、同条第1項の許可をしてはならない場合を規定しているが、消極的な基準を示すにとどまっている。本項に定める消極的基準は次の2点。

- ①港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与えるものであるとき
- ②港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるものであるとき

許可期間

○それぞれの港湾の実情を踏まえ、港湾管理者が条例等で許可期間を定めている。

▶ 港湾区域における漁業者への水域占用許可の運用状況について

漁業者への水域占用許可事例

○養殖筏の設置などに係る占用許可事例あり。

漁業者への水域占用許可事例における許可期間

○最短4か月、最長5年の占用許可事例あり。